

平成九年政令第三百四十六号

環境影響評価法施行令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項及び第三項並びに第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（第一種事業）

第一条 環境影響評価法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第二欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓（同表の七の項の第二欄に掲げる要件に該当するもの及び同表の七の項の第三欄に掲げる要件に該当することを理由として法第四十条第三項第一号の措置がとられたものに限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。）を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

（法第二条第二項第一号ワの政令で定める事業の種類）

第二条 法第二条第二項第一号ワの政令で定める事業の種類は、宅地の造成の事業（造成後の宅地又は当該宅地の造成と併せて整備されるべき施設が不特定かつ多数の者に供給されるものに限るものとし、同号チからヲまでに掲げるものに該当するものを除く。）とする。

（免許等に係る法律の規定）

第三条 法第二条第二項第二号イの法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類（第二欄及び第三欄に掲げる事業の種類を含む。）ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

第四条 法第二条第二項第二号ロの規定する給付金のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百五条の三第二項に規定する交付金
- 二 社会資本整備総合交付金

（法第二条第二項第二号ホの法律の規定であつて政令で定めるもの）

第五条 法第二条第二項第二号ホの法律の規定であつて政令で定めるものは、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項第四号の事業に適用される場合に限る。）の規定とする。

（第二種事業の規模に係る数値の比）

第六条 法第二条第三項の政令で定める数値は、〇・七五とする。

（第二種事業）

第七条 法第二条第三項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第三欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、対象公有水面埋立て等を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

（配慮書についての環境大臣の意見の提出期間）

第八条 法第三条の五の政令で定める期間は、四十五日とする。

（主務大臣の意見の提出期間）

第九条 法第三条の六の政令で定める期間は、九十日とする。

（方法書についての都道府県知事の意見の提出期間）

第十条 法第十条第一項の政令で定める期間は、九十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百二十日を超えない範囲内において都道府県知事が定める期間とする。

2 都道府県知事は、前項ただし書の規定により期間を定めるときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

（法第十条第四項の政令で定める市）

第十一条 法第十条第四項の政令で定める市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市とする。

（準備書についての関係都道府県知事の意見の提出期間）

第十二条 法第二十条第一項の政令で定める期間は、百二十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百五十日を超えない範囲内において関係都道府県知事が定める期間とする。

2 第十条第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

（法第二十一条第一号の政令で定める軽微な修正等）

第十三条 法第二十一条第一号の政令で定める軽微な修正は、別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合同項の地域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めらるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 法第二十一条第一号の政令で定める修正は、次に掲げるものとする。

- 一 前項に規定する修正
- 二 別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正
- 三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

（評価書についての環境大臣の意見の提出期間）

第十四条 法第二十三条の政令で定める期間は、四十五日とする。

（法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人）

第十五条 法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局とする。

（評価書についての免許等を行う者等の意見の提出期間）

第十六条 法第二十四条の政令で定める期間は、九十日とする。

（法第二十五条第一号の政令で定める軽微な修正等）

第十七条 第二十五条第一号の政令で定める軽微な修正及び同号の政令で定める修正並びに法第二十八条ただし書の政令で定める軽微な修正及び同条ただし書の政令で定める修正について準用する。

（法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更等）

第十八条 法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更は、別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めらるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 法第三十一条第二項の政令で定める変更は、次に掲げるものとする。

- 一 前項に規定する変更
- 二 別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であつて、当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの（環境の保全の配慮についての審査等に係る法律の規定）

第十九条 法第三十三條第二項各号の法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第四に掲げるとおりとする。

（報告書についての環境大臣の意見の提出期間）

第二十條 法第三十八條の四の政令で定める期間は、四十五日とする。

（報告書についての免許等を行う者等の意見の提出期間）

第二十一條 法第三十八條の五の政令で定める期間は、九十日とする。

（都市計画に定められる対象事業等に関する手続の特例）

第二十二條 法第三十八條の六第一項又は第二項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における第九條の規定の適用については、同条中「法第三條の六」とあるのは、「法第三十八條の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三條の六」とする。

第二十三條 法第三十八條の六第一項又は第四十條第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第十條から第二十一條までの規定の適用については、第十條第一項中「法第十條第一項」とあるのは「法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第十條第一項」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第十一條の見出し及び同条中「法第十條第四項」とあるのは「法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第十條第四項」と、第十二條第一項中「法第二十條第一項」とあるのは「法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第二十條第一項」と、第十三條第一項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、法第六條第一項」とあるのは「法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第六條第一項」と、同条第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条中「法第六條第一項」とあるのは「法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第六條第一項」と、第十六條中「法第二十四條」とあるのは「法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第二十四條」と、第十七條中「法第二十八條ただし書」とあり、及び「同条ただし書」とあるのは「法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第二十八條ただし書」と、第十八條の見出し及び同条第一項中「法第三十一條第二項」とあるのは「法第四十條第二項及び第四十三條第二項の規定により読み替えて適用される法第三十一條第二項」と、同項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、法第六條第一項」とあるのは「法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第六條第一項」と、同条第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条中「法第六條第一項」とあるのは「法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第六條第一項」と、第二十一條中「法第三十八條の五」とあるのは「法第四十條の二の規定により読み替えて適用される法第三十八條の五」と、別表第二及び別表第三中「対象事業の」とあるのは「都市計画対象事業の」と、該当する対象事業」とあるのは「該当する都市計画対象事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「都市計画決定権者からの要請により環境影響評価を行うべき区域」とする。

第二十四條 法第四十六條第二項の政令で定める事業者は、次に掲げる者とする。

一 対象事業の実施を担当する国の行政機関（地方支分部局を含む。）の長

二 法第二條第二項第二号ハに規定する法人

（対象港湾計画の要件）

第二十五條 法第四十八條第一項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 港湾計画の決定であつて、当該港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（次号において「埋立て等区域」という。）の面積の合計が三百ヘクタール以上であるもの

二 決定後の港湾計画の変更であつて、当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立て等区域（当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積の合計が三百ヘクタール以上であるもの

（対象港湾計画に関する手続）

第二十六條 第十二條第一項の規定は、法第四十八條第二項において準用する法第二十條第一項の政令で定める期間について準用する。

2 第十條第二項の規定は、前項において準用する第十二條第一項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。この場合において、第十條第二項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

3 法第四十八條第二項において準用する法第二十一條第一項第一号の政令で定める軽微な修正は、前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の修正であつて、当該修正によつて新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該修正前の当該区域の面積の合計の三十パーセント未満であるもの（当該修正後の対象港湾計画について法第四十八條第二項において準用する法第十五條の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象港湾計画に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び港湾環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認められるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

4 法第四十八條第二項において準用する法第二十一條第一項第一号の政令で定める修正は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する修正

二 前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の修正以外の修正

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象港湾計画について法第四十八條第二項において準用する法第十五條の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象港湾計画に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

5 前二項の規定は、法第四十八條第二項において準用する法第二十八條ただし書の政令で定める軽微な修正及び法第四十八條第二項において準用する法第二十八條ただし書の政令で定める修正について準用する。

6 法第四十八條第二項において準用する法第三十一條第二項の政令で定める軽微な変更は、前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の変更であつて、当該変更によつて新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該変更前の当該区域の面積の合計の三十パーセント未満であるもの（当該変更後の対象港湾計画について法第四十八條第二項において準用する法第十五條の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象港湾計画に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び港湾環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認められるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

7 法第四十八條第二項において準用する法第三十一條第二項の政令で定める変更は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する変更

二 前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の変更以外の変更

（法第五十四條第一項の政令で定める軽微な変更等）

第二十七條 第十八條の規定は、法第五十四條第一項の政令で定める軽微な変更及び同項の政令で定める変更について準用する。この場合において、第十八條第一項並びに第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第三中「対象事業の」とあるのは「事業の」と、「該当する対象事業」とあるのは「該当する事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

附則 この政令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成九年十二月十二日）から施行する。

附則（平成九年二月一〇日政令第三五三号）抄

第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十年六月十七日）から施行する。

第六条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年八月二二日政令第二七三三号）

この政令は、環境影響評価法の施行の日（平成十一年六月十二日）から施行する。

附則（平成一〇年二月二八日政令第四一七号）

この政令は、環境影響評価法の施行の日（平成十一年六月十二日）から施行する。

附則（平成一一年三月三一日政令第一二六号）抄

第一条 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一二年八月二八日政令第二五六号）抄

第一条 この政令は、都市基盤整備公団法（以下「公団法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附則（平成一二年九月二九日政令第三〇六号）抄

第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附則（平成一二年二月三日政令第三八七号）抄

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年二月二七日政令第四三二号）抄

第一条 この政令は、平成十二年三月二十一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三一三三号）抄

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一二年一〇月一八日政令第四五七号）抄

第一条 この政令は、河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年十月二十日）から施行する。

附則（平成一五年七月二四日政令第三二二二号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年七月二四日政令第三二二九号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第四十三条までの規定及び附則第四十四条の規定（国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第七十八条第四号の改正規定に係る部分に限る。）は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月二五日政令第四三八号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条及び第十一条から第三十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月二五日政令第四三八号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第四十三条までの規定及び附則第四十四条の規定（国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第七十八条第四号の改正規定に係る部分に限る。）は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月二五日政令第四三八号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条及び第十一条から第三十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月二五日政令第四三八号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条及び第十一条から第三十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月二五日政令第四三八号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条及び第十一条から第三十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年一〇月一日政令第四四九号）抄

第一条 この政令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附則（平成一五年二月五日政令第四八九号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第四十一条まで、第四十三条及び第四十四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月一九日政令第五〇号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年四月九日政令第一六〇号）抄

第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。

附則（平成一六年五月二六日政令第一八一号）抄

この政令は、機構の成立の時から施行する。

附則（平成一七年六月二日政令第二〇三三号）抄

この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。

附則（平成一七年一〇月二二日政令第三二二二号）抄

この政令は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十月二十四日）から施行する。

附則（平成一七年二月二二日政令第三七五号）抄

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第一三〇号）抄

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第一二七号）抄

第一条 この政令は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十七年十二月二十二日）から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第一二七号）抄

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第一三〇号）抄

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第一三〇号）抄

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第一三〇号）抄

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第一三〇号）抄

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第一三〇号）抄

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第一三〇号）抄

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第一三〇号）抄

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第一三〇号）抄

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第一三〇号）抄

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第一三〇号）抄

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第一三〇号）抄

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第一三〇号）抄

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

<p>あり、かつ、長さが二十キロメートルロメートル以上二十キロメートル以上である林道を設けるものに限る。)トル未満である林道を設けるものに限る。</p>	<p>二 法第二条イ 河川管理施設等構造令(昭和五十貯水面積が七十五ヘクタール都道府県知事又は第二項第一号一年政令第九十九号) 第二条第二号以上百ヘクタール未満である指定都市の長が一ロに掲げる事のサーチャージ水位(サーチャージ水ダムの新築の事業(当該ダム級河川について事位がないダムにあつては、同条第一号が水力発電所の設備となる場合を実施する場合の常時満水位)における貯水池の区域にあつては、当該事業を實につき、河川法第一(以下「貯水区域」という。)の面積を供する者(当該事業七十九号第一項(以下「貯水面積」という。)が百ヘクを實施しようとする者が二(河川法施行令タール以上であるダムの新築(五の項上である場合において、これ(昭和四十年政令において「大規模ダム新築」という。)らの者のうちから代表する者第十四号) 第四十の事業(当該ダムが水力発電所の設備を定めたときは、その代表す五号第二号に係るとなる場合にあつては、当該事業を實する者)が当該水力発電所をそ場合に限る。)を供する者(当該事業を實施し)の事業の用に供する発電事業よつとする者が二以上である場合における所(出力が二万二千五百キロ者)を定めたときは、その代表する者)ワット以上である場合に限る。)及び当該水力発電所をその事業の用に供する(当水力発電所のする電気事業法(昭和三十九年法律第九号)の設置に該当するも百七十号) 第二条第一項第十五号の発を除く。以下「第二種ダム電事業者(その者が国土交通大臣、都新築事業」という。)であつ道府県知事、地方自治法(昭和二十二、国土交通大臣、都道府県年法律第六十七号) 第二百五十二号の知事又は指定都市の長が河川十九第一項の指定都市(以下「指定都市」として行うもの市」という。)の長又は独立行政法人水資源機構である場合を除く。以下単に「発電事業者」という。)であるもの(当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。)及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第一種ダム新築事業」という。)であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川法(昭和三十九年法律第六十七号) 第八条に規定する河川工事(以下単に「河川工事」という。)として行うもの</p> <p>ロ 第一種ダム新築事業であつて、当第二種ダム新築事業であつ水道法第六條第一該ダムを用いて水道法(昭和三十二年、当該ダムを用いて水道事項、第十條第一法律第七十七号) 第三条第二項の水業又は水道用水供給事業を経項、第二十六條第一道事業(以下単に「水道事業」とい営し、又は経営しようとするは第三十條第一項う。)又は同条第四項の水道用水供給者が行うもの</p> <p>事業(以下単に「水道用水供給事業」という。)を經營し、又は経営しようとする者が行うもの</p>
--	---

<p>ハ 第一種ダム新築事業であつて、当第二種ダム新築事業であつ事業主体が地方公該ダムを用いて工業用水道事業法(昭て、当該ダムを用いて工業用共同体以外の者で和三十三年法律第八十四号) 第二条水道事業を営み、又は営もある場合につき、四項の工業用水道事業(以下単に「工とする者が行うもの(地方公工業用水道事業法業用水道事業」という。)を営み、又共同体が法第二条第二項第二第三條第二項又はは営もうとする者が行うもの(地方公号口の国の補助金等の交付を第六條第二項共同体が法第二条第二項第二号の国受けないで行うものを除く)の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。)</p>	<p>二 第一種ダム新築事業であつて、土第二種ダム新築事業であつ事業主体が国又は地改良法第二条第二項の土地改良事業て、土地改良事業として行う(以下単に「土地改良事業」という。)ものとして行うもの</p>	<p>ホ 第一種ダム新築事業であつて、独第二種ダム新築事業であつて、独立行政法人水資源機構が行うもの</p>	<p>へ 計画湛水位(堰の新築又は改築に湛水面積が七十五ヘクタール関する計画において非洪水時に堰に以上百ヘクタール未満であるよつてたえることとした流水の最高堰の新築の事業(当該堰がの水位で堰の直上流部におけるものを水力発電所の設備となる場合(以下「湛水区域」という。)の面積(以下単に)にあつては、当該事業を實施「湛水区域」という。)が百ヘクタール以上)を供する者が二以上以上である堰の新築(五の項においてである場合において、これら「大規模堰新築」という。)の事業(当の者のうちから代表する者を該堰が水力発電所の設備となる場合に定めたときは、その代表するあつては、当該事業を實施しようとする者)が当該水力発電所をそのる者(当該事業を實施しようとする者)の事業の用に供する発電事業者が二以上である場合において、これらであるもの(当該水力発電所の者のうちから代表する者を定めたとの出力が二万二千五百キロは、その代表する者)が当該水力発電ワット以上である場合に限電所をその事業の用に供する発電事業者)及び当該水力発電所の者であるもの(当該水力発電所の出力専用設備の設置に該当するもが二万二千五百キロワット以上であるものを除く。以下「第二種堰新場合に限る。)及び当該水力発電所の築事業」という。)であつて、専用設備の設置に該当するものを除国土交通大臣、都道府県知事う。)であつて、国土交通大臣、都道として行うもの</p>	<p>独立行政法人水資源機構(平成十四年法律第八十二号) 第十三條第一項</p>
---	---	--	--	--

<p>府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの</p>	<p>ト 改築後の湛水面積が百ヘクタール以上であり、かつ、改築後の湛水面積が五十ヘクタール以上であり、かつ、ク タール以上増加することとなる堰の湛水面積が三十七・五ヘク改築（五の項において「大規模堰改築」以上増加することとなる「堰」という。）の事業（当該改築後の堰の改築の事業（第一種堰が水力発電所の設備となる場合に堰改築事業に該当しないものあつては、当該事業を実施しようとする者に限るものとし、当該改築後の者（当該事業を実施しようとする者の堰が水力発電所の設備となが二以上である場合において、これらる場合にあつては、当該事業の者のうちから代表する者を定めた）を実施しようとする者（当該さは、その代表する者）が当該水力発電事業を実施しようとする者が電所をその事業の用に供する発電事業二以上である場合において、者であるもの（当該水力発電所の出力これらの者のうちから代表す者が二万二千五百キロワット以上である者を定めたときは、その代場合に限る。）及び当該水力発電所の表する者）が当該水力発電所専用設備の設置に該当するものを除く。）を除く。）を除く。）を除く。）以下「第一種堰改築事業」といふ事業者であるもの（当該水力う。）であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの</p>	<p>チ 第一種堰改築事業であつて、当該第二種堰改築事業であつて、水道法第六條第一堰を用いて水道事業又は水道用水供給当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を営む、又は経営しようとする者が行は第三十條第一項又は経営しようとする者が行は第三十條第一項うもの</p>	<p>リ 第一種堰改築事業であつて、当該第二種堰改築事業であつて、堰を用いて水道事業又は水道用水供給当該堰を用いて水道事業又は事業を営む、又は経営しようとする者が行は第三十條第一項うもの</p> <p>又 第一種堰改築事業であつて、当該第二種堰改築事業であつて、堰を用いて工業用水道事業を営む、又当該堰を用いて工業用水道事業を営むとする者が行は第三十條第一項うもの（地方公共団体が法第二條第二項第二号の国者が行は第三十條第一項うもの（地方公共団体が法第二條第二項第二号の国者が行は第三十條第一項うもの（地方公共団体の補助金等の交付を受けな）を除く。）</p>
---------------------------------	---	--	---

<p>ル 第一種堰改築事業であつて、当該第二種堰改築事業であつて、堰を用いて工業用水道事業を営む、又当該堰を用いて工業用水道事業を営むとする者が行は第三十條第一項うもの（地方公共団体の補助金等の交付を受けな）を除く。）</p>	<p>ヲ 第一種堰改築事業であつて、土地改良事業として行うもの</p> <p>ワ 第一種堰改築事業であつて、土地改良事業として行うもの</p>	<p>カ 第一種堰改築事業であつて、独立行政法人水資源機構が行は第三十條第一項うもの</p> <p>キ 第一種堰改築事業であつて、独立行政法人水資源機構が行は第三十條第一項うもの</p>	<p>タ 施設が設置される土地の面積及び湖沼開発面積が七十五ヘクタール以上の水平投影面積の合計（以である湖沼水位調節施設の新築する場合に「湖沼開発面積」という。）が百ヘクタール以上である湖沼水位調節施設の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事、指定都市の長又は源機構が河川工事として行うもの</p>	<p>レ 百ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの</p>	<p>三 法第二條第一項 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十二年法律第七十一号）第四條第一項に規定する建設線の建設（既設の同法附則第六項第一号の新幹線規格新線（以下単に「新幹線規格新線」という。）の区間について行うものを除く。）の事業</p>
---	---	---	---	--	---

<p>口 全国新幹線鉄道整備法第二条の新幹線鉄道に係る鉄道施設の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。))又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。以下「鉄道施設の改良」という。)の事業</p> <p>ハ 新幹線鉄道規格新線の建設の事業</p> <p>ニ 新幹線鉄道規格新線に係る鉄道施設の改良の事業</p>		<p>鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十二条第一項又は同条第四項において準用する同法第九条第一項</p> <p>全国新幹線鉄道整備法附則第十一項</p> <p>鉄道事業法第十二条第一項又は同条第四項において準用する同法第九条第一項</p>
<p>ホ 鉄道事業法による鉄道(懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌道整備法附則第六項第二号第一項又は第九條軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道そのの新幹線鉄道直通線の建設を第一項)の特殊な構造を有する鉄道並びに新除く。)の事業(長さが七・幹線鉄道及び新幹線鉄道規格新線を除五キロメートル以上十キロ以下「普通鉄道」という。)の建設(全国新幹線鉄道整備法附則第六項第二号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。)の事業(長さが十キロメートル以上である鉄道を設けるものに限る。)</p>	<p>普通鉄道に係る鉄道施設の改築事業法第十二條第一項又は同条第四項において準用する同法第九条第一項</p>	<p>普通鉄道に係る鉄道施設の改築事業法第十二條第一項又は同条第四項において準用する同法第九条第一項</p>
<p>ト 軌道法(大正十年法律第七十六号)による新設軌道(普通鉄道の構造が七・五キロメートル以上十メートル未満である軌道(軌道法施行令(昭和二十八年政令第二百五十八号)第六條第一項に係る場合に限る。))</p>	<p>新設軌道の建設の事業(長さが七・五キロメートル以上十メートル未満である軌道(軌道法施行令(昭和二十八年政令第二百五十八号)第六條第一項に係る場合に限る。))</p>	<p>新設軌道の建設の事業(長さが七・五キロメートル以上十メートル未満である軌道(軌道法施行令(昭和二十八年政令第二百五十八号)第六條第一項に係る場合に限る。))</p>
<p>チ 新設軌道に係る線路の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。))又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。この項のチの第三欄において「線路の改良」という。)の事業(改良に係る部分の長さが十キロメートル以上であるものに限る。)</p>	<p>新設軌道に係る線路の改良の軌道法第三十三條</p>	<p>新設軌道に係る線路の改良の軌道法第三十三條</p>
<p>四 法第二条イ 飛行場及びその施設の設置の事業(長さが二千五百メートル以上である事業(長さが千八百七十五メートル以上二千五百メートルつき、航空法(昭和二十七年法律第九十一号)第一項のイの第二欄に掲げる要件に三十八條第一項該当するものを除く。))</p>	<p>飛行場及びその施設の設置の事業(長さが千八百七十五メートル以上二千五百メートルつき、航空法(昭和二十七年法律第九十一号)第一項のイの第二欄に掲げる要件に三十八條第一項該当するものを除く。)</p>	<p>飛行場及びその施設の設置の事業(長さが千八百七十五メートル以上二千五百メートルつき、航空法(昭和二十七年法律第九十一号)第一項のイの第二欄に掲げる要件に三十八條第一項該当するものを除く。)</p>
<p>ロ 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の改良の事業(新設する滑走路の長さが二千五百メートル以上であるものに限る。)</p>	<p>滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の改良の事業(新設する滑走路の長さが二千五百メートル以上であるものに限る。)</p>	<p>滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の改良の事業(新設する滑走路の長さが二千五百メートル以上であるものに限る。)</p>
<p>ハ 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の改良の事業(延長後の滑走路の長さが二千五百メートル以上であるものに限る。)</p>	<p>滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の改良の事業(延長後の滑走路の長さが二千五百メートル以上であるものに限る。)</p>	<p>滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の改良の事業(延長後の滑走路の長さが二千五百メートル以上であるものに限る。)</p>
<p>五 法第二条イ 出力が三万キロワット以上である水力発電所の設置の事業(当該水力発電所の設置の工事には当該水力発電所の設置の要件に該当するものを除く。)</p>	<p>出力が三万キロワット以上である水力発電所の設置の事業(当該水力発電所の設置の要件に該当するものを除く。)</p>	<p>出力が三万キロワット以上である水力発電所の設置の事業(当該水力発電所の設置の要件に該当するものを除く。)</p>
<p>ロ 出力が二万二千五百キロワット以上三万キロワット未満である水力発電所の設置の工事の事業(当該水力発電所の設置の要件に該当するものを除く。)</p>	<p>出力が二万二千五百キロワット以上三万キロワット未満である水力発電所の設置の工事の事業(当該水力発電所の設置の要件に該当するものを除く。)</p>	<p>出力が二万二千五百キロワット以上三万キロワット未満である水力発電所の設置の工事の事業(当該水力発電所の設置の要件に該当するものを除く。)</p>

<p>所の設置の工事が大規模ダム新築又は大規模堰新築若しくは大規模堰改築（以下「大規模ダム新築等」という。）を伴い、かつ、大規模ダム新築等を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるものに限る。）</p>	<p>ハ 出力が三万キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更に係る事業（当該水力発電所の変更に係る事業がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該（この項の二）の第二欄に掲げられた事業又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムのその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は改築を行おうとする者）（その新築若しくは改築である部分を除く。）</p>	<p>ニ 出力が二万二千五百キロワット以上三万キロワット未満である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更に係る事業（当該水力発電所の変更に係る事業が大規模ダム新築等を伴い、かつ、大規模ダム新築等を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるものに限る。）</p>
<p>出力が二万二千五百キロワット未満である水力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の事業</p>	<p>出力が二万二千五百キロワット未満である水力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の事業</p>	<p>出力が二万二千五百キロワット未満である水力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の事業</p>

<p>ヘ 出力が十五万キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事の事業</p>	<p>ト 出力が一万キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業</p>	<p>チ 出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業</p>	<p>リ 原子力発電所の設置の工事の事業</p>	<p>ヌ 発電設備の新設を伴う原子力発電所の変更の工事の事業</p>	<p>ル 出力が四万キロワット以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業</p>	<p>ヲ 出力が四万キロワット以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業</p>	<p>ワ 出力が一万キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業</p>	<p>カ 出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業</p>	<p>六 法第二条イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二項第一号（昭和四十五年法律第三十七号）第八條第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業（埋立処分場の用に供される場所（以下「埋立処分場</p>
<p>（を利用するものを除く。）の設置の工事の事業</p>	<p>出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業</p>	<p>出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業</p>	<p>出力が三万キロワット以上四万キロワット未満である太陽電池発電所の設置の工事の事業</p>	<p>出力が三万キロワット以上四万キロワット未満である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業</p>	<p>出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である風力発電所の設置の工事の事業</p>	<p>出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である風力発電所の設置の工事の事業</p>	<p>出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である風力発電所の設置の工事の事業</p>	<p>一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置の清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八條第一項、第九條の三第一項又は同法第十五条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業（埋立処分場の用に供される場所（以下「埋立処分場</p>	

<p>十 法第二十条イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開 第二項第一号発区域の整備に関する法律（昭和三十 次に掲げる事 三年法律第九十八号）第二項第五項に規定する工 業の種類 業団地造成事業である事業十三条第一項 （施行区域の面積が百ヘクタール以上）（施行区域の面積が七十五ヘ クタール以上百ヘクタール未 満であるものに限る。）</p>	<p>九 法第二十条新住宅市街地開発法（昭和三十八年法 第二項第一号律第三十四号）第二項第一項に規定する新住宅市街地 業の種類 業（施行区域の面積が百ヘクタール以上）（施行区域の面積が七十五ヘクタール 以上百ヘクタール未満である ものに限る。）</p>	<p>八 法第二十条土地区画整理法（昭和二十九年法律第 第二項第一号百十九号）第二項第一項に規定する土地区画整理事業 業の種類 業（昭和三十二年法律第九十号）の規定により都市計画に定めら るものに限る。）</p>	<p>七 法第二十条公有水面埋立法による公有水面の埋立 第二項第一号て又は干拓の事業（埋立て又は干拓に面の埋立て又は干拓の事業 業の種類 業（埋立干拓区域）とい（埋立干拓区域の面積が四十水産大臣以外の者 う。）の面積が五十ヘクタールを超えヘクタール以上五十ヘクタール るものに限る。）</p>	<p>六 法第二十条第一項又 は第四十二條第一 項</p>	<p>五 近畿圏の近郊整備区域及び都市開 発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十 九法律第九十五号）第四項に規 定する工業団地造成事業であ る事業（施行区域の面積が七 十ヘクタール以上百ヘクタ ール未満であるものに限る。）</p>
<p>二 別表第一の一の項の二に該 当する対象事業</p>	<p>別表第二（第十三条関係） 対象事業の区分 一 別表第一の一の項のイから へまでに該当する対象事業</p>	<p>十三 宅地のイ 独立行政法人都市再生機構が行 造る事業 宅地の造成に係る土地の （第二項に規 面積が百ヘクタール以上であるもの 定する宅地の 限る。） 造成の事業に 限る。以下こ の項において ロ 独立行政法人中小企業基盤整備機 構が行う宅地の造成の事業（造成に係る土地の面積が百ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	<p>十二 法第二十二條第一項に規定する流通業務市街地 の整備に関する法律（昭和四十一年法律第十号）第二 項に規定する流通業務市街地造成事業である事業（施 行区域の面積が百ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	<p>十一 法第二十二條第一項に規定する流通業務市街地 の整備に関する法律（昭和四十一年法律第十号）第二 項に規定する流通業務市街地造成事業である事業（施 行区域の面積が百ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	<p>十 法第二十二條第一項に規定する流通業務市街地 の整備に関する法律（昭和四十一年法律第十号）第二 項に規定する流通業務市街地造成事業である事業（施 行区域の面積が百ヘクタール以上であるものに限る。）</p>
<p>設計速度 車線の長さ 車線の数が増加しないこと。 設計速度が増加しないこと。 林道の長さが二十パーセント以上増加しな いこと。</p>	<p>事業の諸元 道路の長さ 対象事業実施区域の位 置 修正前の対象事業実施区域から百メートル 以上離れた区域が新たに対象事業実施区域 とならないこと。</p>	<p>独立行政法人都市再生機構が 行う宅地の造成の事業（造成 に係る土地の面積が七十五ヘ クタール以上百ヘクタール未 満であるものに限る。）</p>	<p>流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第十号）第二項に規定する流通業務市街地造成事業である事業（施行区域の面積が百ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	<p>流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第十号）第二項に規定する流通業務市街地造成事業である事業（施行区域の面積が百ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	<p>流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第十号）第二項に規定する流通業務市街地造成事業である事業（施行区域の面積が百ヘクタール以上であるものに限る。）</p>

<p>三 別表第一の二の項のイからホまでに該当する対象事業</p>	<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>
<p>四 別表第一の二の項のヘからヨまでに該当する対象事業</p>	<p>林道の設計の基礎となる自動車の速度</p>	<p>林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。</p>
<p>五 別表第一の二の項のタに該当する対象事業</p>	<p>貯水区域の位置</p>	<p>新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の二十パーセント未満であること。</p>
<p>六 別表第一の二の項のレに該当する対象事業</p>	<p>コンクリートダム又はフィルダムの別</p>	<p>新たに湛水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の二十パーセント未満であること。</p>
<p>七 別表第一の三の項のイからニまでに該当する対象事業</p>	<p>固定堰又は可動堰の別</p>	<p>新たに湖沼開発区域となる部分の面積（水没が設置される土地又底の区域にあつては、水平投影面積）が修正前の湖沼開発面積の二十パーセント未満に露出することであること。</p>
<p>八 別表第一の三の項のホ又はヘに該当する対象事業</p>	<p>放水路の区域の位置</p>	<p>新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。</p>
<p>九 別表第一の三の項のト又はチに該当する対象事業</p>	<p>鉄道の長さ</p>	<p>鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。</p>
<p>十 別表第一の四の項に該当する対象事業</p>	<p>飛行場及びその施設の区域の位置</p>	<p>新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が二十ヘクタール未満であること。</p>
<p>十一 別表第一の五の項のイからニまでに該当する対象事業</p>	<p>ダム又はコンクリートダム</p>	<p>新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。</p>
<p>十二 別表第一の五の項のホ又はヘに該当する対象事業</p>	<p>堰の湛水区域の位置</p>	<p>新たに堰の湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の二十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。</p>
<p>十三 別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業</p>	<p>発電所又は発電設備の出力</p>	<p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p>
<p>十四 別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業</p>	<p>燃料の種類</p>	<p>燃料の種類は変更しないこと。</p>
<p>十五 別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業</p>	<p>冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別</p>	<p>冷却方式は変更しないこと。</p>
<p>十六 別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業</p>	<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>

十四	別表第一の五の項のリ又は発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。	出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
十五	別表第一の五の項のル又は発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
十六	別表第一の五の項のワ又は発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
十七	別表第一の六の項に該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の二十パーセント未満であること。
十八	別表第一の七の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。
十九	別表第一の八の項から十二の項までに該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
二十	別表第一の十三の項に該当する対象事業	造成に係る土地の位置	新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。

別表第三(第十八条関係)	対象事業の区分	事業の諸元	対象事業の区分	事業の諸元
一	別表第一の一の項のイから	道路の長さ	道路の長さ	十パーセント以上増加しないこと。
二	別表第一の一の項のロに該当する対象事業	林道の長さ	林道の長さ	十パーセント以上増加しないこと。
三	別表第一の二の項のイから	貯水区域の位置	貯水区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
四	別表第一の二の項のロから	固定堰又は可動堰の	固定堰又は可動堰の	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

<p>五 別表第一の二の項のタに該当する対象事業</p>	<p>堰の位置 湖沼開発区域の位置</p>	<p>堰の両端のいずれかが五百メートル以上移動しないこと。 新たに湖沼開発区域となる部分の面積（水底の区域にあっては、水平投影面積）が変更前の湖沼開発面積の十パーセント未満であること。</p>
<p>六 別表第一の二の項のレに該当する対象事業</p>	<p>放水路の区域の位置</p>	<p>新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。</p>
<p>七 別表第一の三の項のイからニまでに該当する対象事業</p>	<p>鉄道の長さ 本線路の数 本線路施設区域の位置 本線路施設区域の位置 本線路施設設計の基礎となる列車の最高速度 運行される列車の本数 盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架構造又はその他の構造の別 車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。</p>	<p>鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。 本線路の増設がないこと。 本線路施設設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において二十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。 運行される列車の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。 盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架構造又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。 車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。</p>
<p>八 別表第一の三の項のホ又はヘに該当する対象事業</p>	<p>本線路施設区域の位置 本線路施設設計の基礎となる列車の最高速度 運行される列車の本数 盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架構造又はその他の構造の別 車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。</p>	<p>変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。 本線路の増設がないこと。 鉄道施設設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。 運行される列車の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。 盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架構造又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。 車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。</p>
<p>九 別表第一の三の項のト又はチに該当する対象事業</p>	<p>軌道の長さ 本線路施設区域の位置 本線路の数 軌道の施設設計の基礎となる車両の最高速度 運行される車両の本数 盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架構造又はその他の構造の別 車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。</p>	<p>軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと。 変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。 本線路の増設がないこと。 軌道の施設設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。 運行される車両の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。 盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架構造又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。 車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。</p>
<p>十一 別表第一の五の項のイからニまでに該当する対象事業</p>	<p>発電所又は発電設備の出力 ダム 堰の湛水区域の位置 ダムのコンクリートダム又はフィルダム</p>	<p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。 新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。 新たに堰の湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。</p>
<p>飛行場及びその施設区域の位置 対象事業実施区域の位置 利用を予定する航空機の種類又は数 変更前の飛行場周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第六条の規定を適用した場合における同条に規定する時間帯補正等価騒音レベルが環境省令で定める値以上となる区域をいう。以下同じ。）から五百メートル以上離れた陸地の区域が新たに飛行場周辺区域とならないこと。</p>	<p>飛行場及びその施設区域の位置 対象事業実施区域の位置 利用を予定する航空機の種類又は数 変更前の飛行場周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第六条の規定を適用した場合における同条に規定する時間帯補正等価騒音レベルが環境省令で定める値以上となる区域をいう。以下同じ。）から五百メートル以上離れた陸地の区域が新たに飛行場周辺区域とならないこと。</p>	<p>新たに飛行場及びその施設区域となる部分の面積が二十ヘクタール未満であること。 変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>

<p>十二 別表第一の五の項のホ又はヘに該当する対象事業</p>	<p>対象事業実施区域の変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p> <p>減水区間の位置 新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの二十パーセント未満であり、又は百メートル未満であること。</p> <p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p> <p>対象事業実施区域の変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>	<p>十四 別表第一の五の項のリ又はヌに該当する対象事業</p>	<p>位置 変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p> <p>冷却塔の高さ 冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。</p> <p>蒸気井又は還元井の位置 蒸気井又は還元井が百メートル以上移動しないこと。</p> <p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p> <p>対象事業実施区域の変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p> <p>温排水の排出先の水面又は水中の別</p>	<p>十三 別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業</p>	<p>放水口の位置 放水口が百メートル以上移動しないこと。</p> <p>温排水の排出先の水面又は水中の別</p> <p>煙突の高さ 煙突の高さが十パーセント以上減少しないこと。</p> <p>ばい煙の時間排出量 ばい煙の時間排出量が十パーセント以上増加しないこと。</p> <p>年間燃料使用量 年間燃料使用量が十パーセント以上増加しないこと。</p> <p>燃料の種類 冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別</p> <p>別 組み合わせたものの別</p> <p>内燃力又はこれを組み合わせたものの別</p> <p>力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別</p> <p>原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれを組み合わせたものの別</p>	<p>十五 別表第一の五の項のル又はワに該当する対象事業</p> <p>放水口の位置 放水口が百メートル以上移動しないこと。</p> <p>発電所の出力 発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p> <p>対象事業実施区域の変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p> <p>発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p>	<p>十六 別表第一の五の項のウ又はカに該当する対象事業</p> <p>対象事業実施区域の変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p> <p>発電設備の位置 埋立処分場の位置</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別</p> <p>埋立干拓区域の位置</p>	<p>十七 別表第一の六の項に該当する対象事業</p> <p>埋立干拓区域の位置 新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の十パーセント未満であること。</p>	<p>十八 別表第一の七の項に該当する対象事業</p> <p>対象事業実施区域の変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p> <p>施行区域の位置 新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。</p> <p>土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。</p>	<p>十九 別表第一の八の項から十の項までに該当する対象事業</p> <p>土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。</p> <p>その他の利用目的としての土地の面積</p> <p>新たに造成に係る土地となる部分の面積が変更前の当該土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。</p>	<p>二十 別表第一の十三の項に該当する対象事業</p> <p>造成に係る土地の位置 新たに造成に係る土地となる部分の面積が変更前の当該土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。</p>
----------------------------------	--	----------------------------------	--	----------------------------------	---	---	--	---	---	--	--

別表第四(第十九条関係)

土地の利用計画における工業の用の土地の面積、商業積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。

<p>一 法第三土地改良法第八條第四項(同法第四十八條第九項、第九十五條第三項又は第九十五條第十三條第二の二第三項において準用する場合を含む。)、鉄道事業法第八條第二項(同法第九條第項第一号の二項(同法第十二條第四項において準用する場合を含む。))又は同法第十三條第二項に於て政おいて準用する場合を含む。)、並びに土地区画整理法第九條第一項(同法第十三條第二項に於て政おいて準用する場合を含む。)、同法第二十一條第一項(同法第三十九條第二項に於て政おいて準用する場合を含む。))及び同法第五十一條の九第一項(同法第五十一條の十第二項において準用する場合を含む。))</p>	<p>二 法第三道路整備特別措置法第三條第五項(同法第八項において準用する場合を含む。)、第十三條第二項及び第十二條第五項、水道法第八條第一項(同法第十條第二項において準用する場合を含む。))及び同法第二十八條第一項(同法第三十條第二項において準用する場合を含む。)、工業用水道事業法第五條(同法第六條第三項において準用する場合を含む。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條の二第一項(同法第九條第二項に於て政おいて準用する場合を含む。))及び同法第十五條の二第一項(同法第十五條の二の六第二項において準用する場合を含む。))並びに都市計画法第六十一條(同法第六十三條第二項において準用する場合を含む。))</p>	<p>三 法第三道路整備特別措置法第十條第四項及び第十二條第六項、道路法第七十四條、河川法第十三條第二十九條第一項、独立行政法人水資源機構法第十三條第一項、全国新幹線鉄道整備法第九條第一項及び附則第十一條、軌道法第五條第一項及び第三十三條(軌道法施行令法律の規定第六條第一項に係る場合に限る。))並びに土地区画整理法第五十二條第一項、第五十條及び第五十二條、第七十一條の二第一項及び第七十一條の三第十四項</p>
--	---	--

もので定める